

下 総 第 1 5 9 7 号  
令和5年(2023年)11月20日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年6月5日付け監査報告第11号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

豊浦総合支所地域政策課  
豊北総合支所地域政策課

豊浦総合支所地域政策課について

[指摘事項]

(1) 行政財産使用料（朝日写真掲示板）及び携帯電話中継用アンテナ設置用地貸付料について、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。

ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていないかった。

イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、改めて課内で関係法令（下関市債権管理条例及び同条例施行規則）及び資料（債権管理マニュアル）の周知を行い、情報の共有を図るとともに、使用許可一覧表を作成し、納付期限及び納付の進捗状況を一元管理及び複数名でチェックできる体制を構築した。

(2) 土地の賃貸借契約について、当該契約は、複数年度契約であるため、契約書において、長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に伴う解除等の特約条項）を記載しているが、「この契約の有効期間は、頭書の期間満了の6箇月前までに甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、更に同一条件により契約期間の更新をしたものとし、以後もこの例による。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、契約の相手方に相談したところ、「一部の相手方のみ契約書の条文を変更することには応じられない」との回答を受けた。

今後も引き続き、自動更新条項の削除について相手方と協議を行っていく。

## 豊北総合支所地域政策課について

### [指摘事項]

(1) 下関市豊北体育センター電気料過払金に係る収入事務において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。下関市債権管理条例等の規定に基づき、適正に債権管理を行われたい。

ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていないかった。

イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。

#### (改善措置状況)

今回の指摘を受け、改めて下関市債権管理条例の規定に基づき適正に債権管理を行うよう、課内に周知・徹底した。

また、債権の管理については、担当1人ではなく、必ず複数人で管理するよう改善した。

(2) 別置型冷凍ショーケース撤去業務において、以下の事項が見受けられた。関係法令等に基づき適正に事務処理されたい。

ア 産業廃棄物の排出業者である市が産業廃棄物の処理（運搬・処分）を委託する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び同条第6項の規定により、許可を受けた事業者には委託しなければならないが、当該業務は産業廃棄物の処理（運搬・処分）であるにもかかわらず、許可を受けていない事業者には当該業務を委託していた。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号の規定により、受託者との委託契約については書面により行わなければならないが、下関市契約規則第27条第1号の規定を適用し、契約書の作成を省略していた。

#### (改善措置状況)

ア 産業廃棄物の処理（運搬・処分）を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び同条第6項の規定に従い、産業廃棄物の処理（運搬・処分）の許可を受けている事業者には業務を委託するように改善した。

イ 産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号の規定により、書面にて委託契約を行うよう改善した。

(3) 角島灯台公園に係る指定管理業務について、指定管理者が自主事業を行うときは、角島灯台公園の管理運営に関する基本協定の規定により、自主事業計画書を提出し、承諾を得なければならないが、指定管理者が自主事業を実施し

ているにもかかわらず自主事業計画書を確認できなかった。所管課は、適正に事務が行われるよう、指定管理者を指導されたい。

(改善措置状況)

未提出であった自主事業計画書については、直ちに提出を求め、適正な処理を行った。今後は、指定管理者が自主事業を行うときは、基本協定の規定により、自主事業計画書の提出を受けるよう改善した。

- (4) 土地の賃貸借契約について、当該契約は単年度契約であるにもかかわらず、契約書において長期継続契約に基づく解除条項(予算の削除に伴う解除)が記載されており、また、「契約期間3年毎に自動更新」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。所要の措置を講じるとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

本契約は、今年度で契約期間が満了となるが、契約更新に向けて相手方に相談したところ、全国共通の様式であり、一契約者のみ変更することはできないとの回答であった。引き続き、自動更新条項の削除について相手方と協議を行っていく。

- (5) 行政財産の目的外使用許可に係る手続において、新規案件のため総合支所長による決裁で行うべきところ、課長による決裁で行っていた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

行政財産の目的外使用許可に係る手続において、決裁区分等を間違えないように、複数の職員で確認するよう改善した。

- (6) 行政財産の目的外使用許可について、使用料を算定する際に行う調整措置が誤っていたことにより、使用料の額が誤っている事例が見受けられた。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

行政財産の目的外使用許可について、使用料を算定する際は、複数の職員で確認の上、適正に事務処理するよう改善した。

以上